



公益財団法人日本フードバンク連盟が、フードバンク活動団体の認証を行うにあたり、団体の「透明性と説明責任」「外部からの意見を取り入れる」等、公益性を高く保つ姿勢が大切だと考えます。そのため、各団体に諮問委員（会）を置くことが、連盟の認証条件の一つとなっています。

●日本フードバンク連盟 諮問委員（会）とは

自己の団体の成長や持続可能な発展のために、団体や個人の有識者、または行政などの公的な機関に関わるものが、自己の団体に対し意見やアドバイスなど有意義な意見を聴取する場とする。

諮問委員（会）の設置や条件の詳細

- 1) 各団体は、諮問委員を選任するか、諮問委員会を設置することを義務とする。
- 2) 「会」ではなく諮問委員を選任した場合は、定期的に意見を求める場(会)を持つことで諮問委員会とする。
- 3) 諮問委員がない団体は、委員の選任か会を設置することを目指し、決定された際には団体概要に書き加えて再提出を行う。
- 4) 諮問委員は行政やそれに準じた団体に所属するものと、民間に属するものなど2つ以上の違う分野の委員2名以上で構成されている。
- 5) 諮問委員は自団体の理事や職員ではない。
- 6) 意見聴取には、同じ組織から数名の参加、あるいは毎回違うものの参加でも可。
- 7) 意見聴取の期間や回数については、年に2回程度行うことが望ましいが、各団体の諸事情を鑑みて、聴取の回収は各団体に一任する。

以上